

立川市新型コロナウイルス感染症対策本部の決定事項について

令和5年5月1日に開催しました立川市新型コロナウイルス感染症対策本部会議で以下のとおり決定しましたので、お知らせいたします。

市では、令和5年3月13日から令和5年5月7日までのマスクの着用等の考え方について、国の方針や東京都の考え方等を踏まえ、下記のとおり執り行ってきましたが、今後、第9波の感染拡大も懸念されていることから、令和5年5月8日以降も当面の間、同様の運用を継続することとします。

記

マスクの着用については、職員個人の主体的な選択を尊重し、個人の判断に委ねることを基本とする。なお、高齢者や妊婦、基礎疾患のある方など、重症化リスクが高い市民等が多く来庁することに配慮し、次の場面では職員にマスクの着用を求めるとする。

- 庁舎等における窓口において市民等に対応する時
- 市民等と面談する時や、市民等の自宅等へ訪問する時
- 市施設の特性や機能に照らして、施設利用者への対応において配慮を必要とする時
(例：健康会館…休日診療や健診等、医療機関に準じる業務のため
ドリーム学園…重症化リスクが高い児童の療育施設であるため)
- その他、職場の状況に応じて所属長が必要と認める時など

○感染症対策として窓口に設置しているつい立（アクリル板）は、基本的に当面現状維持とする。

▼ 事業所の考え方～基本的な考え方は、国に準ずる

【参考】最終的には、法人の判断となる。

主に、デイサービスを想定しています。考え方は、サービス種別共通です。

事業所スタッフが感染した場合	5日間の療養期間+症状が消失してから24時間で職場復帰
事業所スタッフが(旧)濃厚接触者になった場合(家族が感染)	出勤停止でなくともよい。健康観察をしていただき、マスク着用は必須。
利用者が感染した場合	5日間の療養期間+症状が消失してから24時間で利用可能。感染した場合は、かかりつけ医に相談する。
事業所内に感染者が発生した場合(利用者、スタッフ)	クラスターが起きていない限り、感染症対策を取りながら、事業は継続。万が一、クラスターが発生してしまった場合は、 東京都* に相談する。 高齢者施設の場合は、嘱託医・協力医に相談する。

◆東京都新型コロナ相談センター 0120-670-440 24時間、土日祝も対応

東京都*…東京都感染症対策部防疫・情報管理課保健所連携支援担当 03-5320-4268

注意! : 上記情報は、変更される場合があるため、国・東京都のホームページも確認してください。